

産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査） 用語の説明

1 調査対象業種について

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）に基づく以下の業種を対象とした。

【医薬品製造業】

小分類 165 「医薬品製造業」

【保健衛生事業】

小分類 842 「健康相談施設」、849 「その他の保健衛生」

【保育所】

細分類 8531 「保育所」

【社会福祉事業】

小分類 855 「障害者福祉事業」、859 「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」、
細分類 8539 「その他の児童福祉事業」

【医療業（一般診療所）】

小分類 832 「一般診療所」

【医療業（歯科診療所）】

小分類 833 「歯科診療所」

【医療業（保険薬局）】

細分類 6033 「調剤薬局」

【医療業（助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）】

小分類 834 「助産・看護業」、835 「療術業」、836 「医療に附帯するサービス業」

2 調査対象業種の表章項目について

（1）医薬品製造業、保健衛生事業、保育所、社会福祉事業

・給与、手当、賞与の計

賃金・俸給（通勤手当、残業手当等を含む）、賞与、退職金、現物給与

（※）税金、社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額

・法定福利費

健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担の合計

・法定外福利費

福利厚生施設に係る経費等

・調査対象事業の活動に使用した物の経費（直接材料費等）

売上原価、仕入、材料費、備品消耗品などの調査対象事業を行うために購入した全物品の
費用

（※）有形固定資産（耐用年数 1 年以上かつ 1 個又は 1 組の取得価額 10 万円以上）は除く）

・水道光熱費の計

電気代、ガス代、灯油代、水道代、下水道代等

・車両費（医薬品製造業及び保育所においては「その他」に含める。）

車両関係の維持管理費全般（燃料費、車検、修理等）

・建物賃借料

ビル、事務所、店舗等の建物の賃借料（土地の賃借料は除く）

・リース、レンタル料の計

事務用機器（コピー機、事務用シュレッダー等）、電子計算機（パソコン、汎用コンピュー

- タ、プリンタ等)、産業用機械器具等の費用
- ・修繕費
 - 機械器具、家具、軽微な建物改修に係る費用
- ・荷造運賃（保健衛生事業、社会福祉事業、保育所においては「その他」に含める。）
 - 運送費（宅配便を含む）及び物品等の保管料や倉庫代
- ・損害保険料（医薬品製造業、保育所においては「その他」に含める。）
 - 火災保険、地震保険、自動車保険等の費用
- ・通信費（医薬品製造業においては「その他」に含める。）
 - 電信・電話料、郵便料等
- ・労働者派遣サービスへの支出
 - 人材派遣業者への支払い費用
- ・委託費・外注費の計
 - 産業廃棄物処理サービス、土木建築サービス、建物サービス、情報サービス、法務・財務・会計サービス、保健衛生サービス、警備保障サービス等の費用
- ・広告・宣伝費（保健衛生事業、社会福祉事業、保育所においては「その他」に含める。）
 - 広告代理店、宣伝業者等への支払い費用
- ・印刷・製本費（医薬品製造業、社会福祉事業、保育所においては「その他」に含める。）
 - 印刷業者等への支払い費用
- ・旅費交通費
 - 宿泊費、日当、鉄道・バス・飛行機等の交通機関の利用料金
- ・租税公課（保育所業においては「その他」に含める。）
 - 事業税、固定資産税、印紙税、自動車税等（法人税、所得税、住民税は除く。）
- ・研究開発費（保健衛生事業、社会福祉事業、保育所においては「その他」に含める。）
 - 研究開発に係る費用

(2) 医療業（一般診療所）、医療業（歯科診療所）、医療業（保険薬局）、医療業（助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）

- ・給与費
 - 職員の給料、賞与、退職金、現物給与、法定外福利費に係る費用
- ・医薬品費
 - 医薬品、医薬部外品（化粧品、歯磨を除く）
 - (※)【保険薬局】については、「調剤用（医療用）医薬品費」（調剤の原材料として購入した調剤用医薬品の購入金額）及び「一般用医薬品、化粧品等費」（販売のために仕入れた一般用医薬品、化粧品等の仕入高）を指す。
- ・材料費
 - 【医療業（一般診療所）】
 - 医薬品以外の医療用材料、医療用消耗品及び給食用材料等の費用
 - 【医療業（歯科診療所）】
 - 医薬品以外の歯科材料・診療材料・給食用材料等の費用
 - 【医療業（保険薬局）】
 - 調剤用の器具、消耗品等の費用
 - 【医療業（助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）】
 - 医療用材料及び器具、給食用材料等の費用
- ・水道光熱費
 - 電気代、ガス代、灯油代、水道代、下水道代等
- ・建物賃借料
 - ビル、事務所、店舗等の建物の賃借料（土地の賃借料は除く）
- ・リース、レンタル料（建物賃借料を除く）
 - 医療用機械器具、事務用機器等の賃貸料
- ・労働者派遣サービスへの支出

労働者を派遣する企業等への経費

・委託費・外注費

医療事務委託サービス、医療用廃棄物処理サービス、保健衛生関連サービス、洗濯・リネンサプライサービス等の費用

・修繕費

機械器具、家具、軽微な建物改修に係る費用